

(仮訳)

アルコール飲料規制委員会告示

件名 アルコール飲料販売禁止時間の規定
2026 年

現状に即するため、2025 年アルコール飲料規制委員会告示「アルコール飲料販売禁止時間の規定」を改正することが適切である。

2025 年アルコール飲料規制法(第 2 版)により改正増補された 2008 年アルコール飲料規制法の第 16 条(3)および第 28 条第 1 段落の権限に基づき、アルコール飲料規制委員会は以下の通り告示する。

第 1 条 本告示は官報掲載日の翌日より施行する。

第 2 条 2025 年 12 月 1 日付のアルコール飲料規制委員会告示「アルコール飲料販売禁止時間の規定」を廃止する。

第 3 条 11 時から午前 0 時を除き、何人もアルコール飲料の販売を禁止する。ただし、以下は適用外とする。

- (1) 国際路線を運航する空港内の旅客ターミナル
- (2) 娯楽施設法で定める娯楽施設の閉会時間に従う販売
- (3) ホテル法に基づくホテル内での販売
- (4) 「2025 年ラヨーン県内における遊興施設の設置許可地域を定める勅令(第 2 版)」に基づく遊興施設の地域内、かつ 2018 年 2 月 13 日付「東部経済回廊政策推進委員会告示奨励地域の指定: 東部航空都市」、および 2025 年 8 月 28 日付「東部経済回廊政策推進委員会告示特別経済振興区の変更: 東部航空都市 (第 1 版)」に定める東部航空都市の奨励地域内における、イベント、会議、展覧会、展示会、もしくはそれらに類似するその他のイベント会場に設置されたアルコール飲料販売エリアでの販売、または飲食物の販売場所における販売

第 4 条 第 3 条に基づくアルコール飲料販売者は、タイ国民の安全と社会の安定を保守し、未成年への飲酒防止措置やスクリーニングを講じなければならない。

2026 年 5 月 27 日告示

パタナー・プロムパット

保健大臣

アルコール飲料規制委員会委員長

訳注：2026 年 5 月 28 日付官報第 143 号特別章 134NG ページ掲載、2026 年 5 月 29 日施行

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2026 年 8 月 14 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/116712.pdf>